

平成 30 年 5 月吉日

松山空港ビル株式会社 代表取締役社長 清水一郎 様

松山空港敷地内禁煙化（出入り口等の灰皿撤去を含め）のお願い

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末 1 丁目 3 番 9 号 703 号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail: office@uen-ehime.com

謹啓

いつも松山空港を利用させていただいており、感謝を申し上げます。

私たちは喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を広く市民に啓発している、会員数約 250 名の NPO 法人です。

松山空港は昨年度の年間利用者数が 300 万人に達したとか、四国の空の玄関として益々その役割が重要になっているものと存じます。

さて、空港ビル 2 階に設置されている喫煙所ですが、改修工事が行われ周囲への煙の漏れこそは減少しておりますが、完全ではありません。タバコ臭が、漏れて漂ってきます。受動喫煙を受けますと、不快だけでなく、健康被害をもたらすことが分かっています。特に呼吸器や循環器の疾患を持った人にとっては生命に関わることもあります。また、喫煙所から出てきた喫煙者の体や吐く息からは、多量のタバコ残留毒が存在します。このタバコ残留毒が及ぼす健康被害は、“三次喫煙”と呼ばれ、注意が喚起されるようになっていきます。搭乗直前にその喫煙所で喫煙した人が、機内で近くの席に座ると、気分が悪くなり、“快適な空の旅”などできる訳がありません。さらに、喘息や狭心症などの持病がある人にとっては、発作が起こる可能性もあります。この三次喫煙被害を防止するため、今年 4 月から奈良生駒市では、市職員は喫煙直後の 45 分間、エレベーターを使用できなくなりました。

松山空港に於かれましてはできるだけ速やかに、建物内の喫煙所を全て廃止・撤去していただき、受動喫煙の被害が起こらないように、ご配慮賜れば幸いです。また、2 階に 1 軒だけある喫煙できるレストランの前を通るたびに受動喫煙被害に遭います。平成 15 年 5 月に施行された健康増進法第 25 条（受動喫煙防止法）に違反していると言わざるを得ません。空港利用者が、知らずに入って受動喫煙被害を受けえらい目に遭ったという声も聞きます。施設管理権を行使していただき、早急に 2 階レストラン全ての禁煙化をお願いいたします。その他、バスやタクシー乗り場付近で、受動喫煙被害を生じさせている灰皿を撤去していただき、不愉快な思いや受動喫煙被害を引き起こさない、受動喫煙防止法を順守していただけるように、空港の敷地内禁煙化を

重ねて要望をさせていただきたいと思います。また、運転手本人が気づいていない、タバコ臭い名ばかりの“禁煙タクシー”が、未だに存在しておりますので、タクシー会社にもご指導願えれば幸いです。

外国のほとんどの空港は敷地内禁煙となっており、搭乗前には喫煙できないようにして三次喫煙さえも生じないように配慮されております。喫煙所を設けて分煙すれば良いという、国内空港における現在の状況が異常であるということをご理解していただければ幸いです。

以上、当会の本要望に対しまして、ご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以下に要望を箇条書きにして記載しておきますので簡潔にご回答願えれば幸いです。当会ホームページに貴社の取り組みとして掲載させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

敬白

#### 【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)

#### 【要望】

- 1) 2階待合室をはじめ、空港内の喫煙所を全て撤廃して欲しい。
- 2) 2階喫煙レストランの禁煙化、または、前の廊下で受動喫煙被害を受けないようにして欲しい。
- 3) 受動喫煙被害を受けないように、敷地内禁煙、できなければ、建物出入り口の喫煙場所を撤去して欲しい。
- 4) 空港内の全てのタクシーが、タバコ臭くないようにタクシー会社に要望して欲しい。